

全国一斉「子どもの人権110番」 強化週間における電話相談所を開設します

「子どもの人権110番」は、悩みを抱える子どもの発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くための相談を受け付ける専用相談電話です。子どもだけでなく、大人も利用可能です。電話は法務局（地方法務局）につながり、相談は、法務局職員または人権擁護委員が応じます。相談は無料で秘密は厳守します。気軽にご相談ください。

子どもの人権110番 ☎0120-007-110



期間 令和3年8月27日(金)～9月2日(木)
月曜日から金曜日は、午前8時30分～午後7時
土・日曜日は、午前10時～午後5時
※強化週間以外の日も、平日午前8時30分から午後5時15分
まで相談に応じています

パソコンからは
『インターネット人権相談』で
検索してください

家や学校で困っていることはありませんか？ 子どもの人権SOSミニレター



学校や家族のこと、誰にも相談できずに悩んでいますか？学校で配布されたSOSミニレターに悩みごとを書いてポストに入れると、人権擁護委員や法務局の職員から返事が届きます。子どもたちが何を悩んでいるのか、どのような内容の返事を書けば子どもたちの悩みが解消するのかなどを考え、返事を出します。一人で悩まず気軽に相談してみてください。

ミニレターに相談したいことを書いて、裏面の封筒部分を切り取り、便せん部分を入れてポストに投函してください（切手は不要です）。

問 岐阜地方法務局多治見支局（☎②1002）

人権擁護委員へ感謝状・委嘱状を伝達しました

『人権擁護委員』は、地域の皆さんの人権に関する相談に応じる「町の相談パートナー」です。

7月19日、2012年4月から3期9年3カ月にわたり委員を務めた小島敦子さん（曾木町）に感謝状が贈られました。主に子どもたちの人権擁護に尽力された小島さんは、試行錯誤した9年間に想いを馳せ、「任期中に学んだことをこれからも地域で活かしていきたい」と話しました。また、新たに委嘱された中居祐子（同町）さんは、「いろいろ勉強しながら、まずは3年間（1期）健康に気を付けながら頑張りたい」と意気込みを語りました。



小島敦子さん(写真左)と中居祐子さん